

2023-8 税務・労務・法務情報

Q. VAT課税問題に関する新聞報道について

A. 経済特区登録企業に付与されていたVAT0%優遇制度に関するCREATE法による改定が、昨年来大混乱を巻き起こしています。今般その見直しが進められているとの報道がありました。改正細則が公布され次第、詳細解説を行います。とりあえず、新聞報道内容からその方向性と残された問題点について速報として弊所見解を解説します。

「報道内容のポイント」(NNA紙、マニラ新聞、FIRBウェブサイト等からの要点)

1. 5%簡易課税適用事業者に対するVAT登録を認める方針
2. 優遇措置適用期間満了企業への優遇措置を延長する方針
3. 国内市場企業にもVAT還付を行う(と読めるが不可解) 方針

(弊所解説)

1. RMC22-24の施行により、5%簡易課税適用事業者は、全てNON-VAT(非課税)事業者とするというような、非常識な制度に改定されていましたが、この不合理性により政府が気づいてくれたようです。何故これが大問題であったかという、非課税事業者の輸出販売は「非課税取引」と見做され、還付請求の道を閉ざすものであったからです。大きな朗報です。元来、比国VAT制度は、輸出事業者は特別な優遇制度の適用を受けるまでもなく、当然にINPUT VATを還付請求することが可能な仕組みになっています。(VAT法において、輸出売上をVAT0%取引と規定しています)。このVAT税制を根本的に否定するようなとんでもない規則(RMC22-24)であった訳です。

2. 報道内容は、『既に税優遇措置が終了した輸出型企業に対し、付加価値税を10年間、もしくは内国歳入庁に導入される予定の「電子売り上げ報告システム」が完全稼働するまで免税する。』となっています。

CREATE法により、既存企業の優遇制度は、法発効後10年間経過措置として延長されるという理解ですので、現時点でさらに10年間延長するというような施策に意味はありません。無意味な規定だと言わざるを得ません。

3. 国内市場企業にもVAT還付

詳細規定が公布されてから確認しますが、この表現は大きな誤解を与えるように見えます。

国内取引に係るVAT(INPUT VAT超過の場合)は、還付請求が認められていません。翌期以降に繰り越すのが原則です。この大原則を破棄して還付を認めるというように理解できませんが、あり得ない制度です。経済特区登録企業が、国内市場に向けた取引をする場合には、VAT課税、超過INPUT VATは繰り越しとすべきです。